

北海道告示第 11392 号

北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号。以下「条例」という。）第 43 条第 1 項の規定により、釧路火力発電所建設事業完了後の事後調査等報告書（以下「完了後の事後調査等報告書」という。）が作成されたので、条例第 43 条第 3 項の規定により準用する条例第 38 条第 1 項に基づき、告示する。

令和 5 年 10 月 11 日

北海道知事 鈴木 直道

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社釧路火力発電所
代表者の氏名 代表取締役 石坂 弘紀
主たる事務所の所在地 釧路市興津 1 丁目 13 番 1 号
- 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 釧路火力発電所建設事業
種 類 火力発電所の設置の工事
規 模 出力 112,000 kW
- 対象事業を実施した区域
釧路市興津 1 丁目 13 番ほか
- 関係地域の範囲
釧路市及び釧路郡釧路町
- 完了後の事後調査等報告書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時間
北海道環境生活部環境保全局環境政策課 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課 北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課 北海道日高振興局保健環境部環境生活課 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 北海道根室振興局保健環境部環境生活課 釧路市市民環境部環境保全課 釧路郡釧路町環境生活課	令和 5 年 10 月 11 日(水) から同年 10 月 30 日(月) まで（閉庁日である日曜 日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 178 号）に規 定する休日を除く。）	午前 9 時 から 午後 5 時 まで
釧路市東部地区コミュニティセンター	令和 5 年 10 月 11 日(水) から同年 10 月 30 日(月) まで（閉館日である月曜 日を除く。）	

6 事業者のホームページアドレス

https://kushiro-tpp.com/news/eikyohyoka_jyuran/

7 完了後の事後調査等報告書についての意見書の提出

道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。））は、完了後の事後調査等報告書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

令和5年11月13日（月） 当日消印有効

(2) 提出先

〒085-0811

釧路市興津1丁目13番1号

株式会社釧路火力発電所

(3) 意見書に記載する事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である完了後の事後調査等報告書の名称

ウ 完了後の事後調査等報告書についての環境保全の見地からの意見

なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。